

① 薬局開設許可証：許可番号 第101090099号

氏名 株式会社メドキーナ

薬局の名称 すかい薬局

薬局の所在地 横浜市旭区二俣川 2-22-1

有効期限 令和13年4月30日まで

薬局管理者：藤井佳永子

東京都府中市宮西町 3-1-1 プラウド府中パサージュ 705

090-4124-2253

営業時間：月・火・木・金 9：00～18：00

水 9：00～17：00

土 9：00～13：00

時間外は薬局に連絡してください 045-364-9982

② 取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

・健康保険法に基づく保険薬局としての指定

・生活保護法に基づく指定（医療・介護）

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定

・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）

・労働者災害補償保険法に基づく指定

・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

③ 服薬管理指導料

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投与、相互薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。

薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

④ 個別の調剤報酬算定項目のわかる明細書の発行

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

⑤ 後発医薬品調剤体制加算3

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算3を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方戦記載の後発医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。

必ずしもすべての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

※選定療養対象の先発医薬品の場合は、一部負担金が加算されますことも予めご了承ください。

⑥ 調剤報酬点数表

調剤報酬点数表（R7.4.1 施行）

## ⑦ 容器代等保険外請求

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づきご自宅へ調剤した医薬品を持って行ったり送ったりした場合も患者様負担となっております。

治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

甘味料の添加につきまして、原則として、料金はいただいております。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

## ⑧ 個人情報保護方針

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調査委報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの紹介への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社の相談又は届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う学生への薬局実務実習
- ・外部監査機関への情報提供

## ⑨ 当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

時間外：終日休業日及びおおむね午前8時前及び午後6時以降・・・時間外加算 基礎額の100%

休日：日曜、国民の祝日、12/29～1/3・・・休日加算 基礎額の140%

深夜：午後10時から午前6時まで・・・深夜加算 基礎額の200%

夜間・休日等加算・・・午後7時～午前8時（土曜は午後1時から午前8時まで）及び休日・深夜

また、当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制をとっております。緊急を要する場合は（薬局 045-364-9982、管理薬剤師に転送されます）へのお電話をお願いします。

営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。

## ⑩ 在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## ⑪ 地域支援体制加算 1

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上

- ・当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局当たり年 24 回以上）
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実績・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

## ⑫連携強化加算

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
  - ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
  - イ 個人防備具を蓄積
  - ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備
- ・災害の発生時における体制の整備について
  - ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
  - イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
  - ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

## ⑬ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・当薬局 1 年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取り組みへの参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめてうけとることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

⑭ 特定薬剤管理指導料加算 2

当薬局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- ・ 保険薬剤師お経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- ・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加

また、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携の下、副作用の確認等のフォローアップを行います。

⑮ 医療情報取得加算

当薬局では、オンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算 1 (マイナンバーカード未利用)・・・6 か月に 1 回 3 点

医療情報取得加算 2 (マイナンバーカード利用)・・・6 か月に 1 回 1 点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。性格な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いします。

⑯ 医療 DX 推進体制整備加算 3

当薬局では、次のような取り組みを行い、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・ オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用しています。
- ・ マイナンバーカードを健康保険証 (マイナ保険証) として利用することを促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DX に係る取り組みを実施しています。

⑰ 在宅薬学総合体制加算 1

当薬局では、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋 1 回につき算定しております。